



模倣品被害の現状と特許庁の取り組み

総務部国際課地域政策室長
服部 和男

1. はじめに

近年の我が国企業のアジア地域に対する貿易・投資の拡大に伴い、我が国とアジア諸国との経済関係は極めて密接かつ重要になっています。このような企業活動の広域化は、我が国経済に大きな利益をもたらしていますが、一方では、東アジア地域の産業技術の発展により、大量に我が国企業製品が模倣されるといった状況にあります。途上国における知的財産権の保護制度はかなり整備されてきていますが、制度が適切に運用されていないため、知的財産権の行使が困難な状況です。

一般に模倣品とは、知的財産権を侵害する製品の事を指しますが、特に、アジア地域において、商標・意匠を中心に、我が国企業製品に対する模倣品が増加しており、対応に苦慮している例が多く存在しています。模倣品問題は、真正商品の販売に対する影響のみならず、企業イメージに悪影響を及ぼしかねないものであるため、我が国企業は、海外における模倣品問題に対し、現地法人等を通じて被害状況を把握し、相手方に警告を行ったり、影響が大きい事例については、現地弁護士を通じ民事訴訟、刑事告訴等を行っています。しかし、企業自らが行う海外模倣品問題への対応には限界があり、政府による模倣品問題への取組みが求められています。

このような状況の下、模倣被害の中で大部分を占めている産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）を所管している特許庁では、模倣品対策に苦慮している我が国産業財産権者の適切な権利行使を支援するために、模倣被害の実態に関する情報収集、我が国企業等への情報提供及び産業財産権侵害に関する相談対応、相手国政府への働きかけ及び支援、国内取り締まり機関との連携、消費者に対する啓発活動等を行っています。

本稿では、模倣被害の現状とともに特許庁の取り組みを紹介していきたいと思えます。

2. 模倣品被害の現状について

(1) 報告書等から見た被害の現況

今日の全世界における模倣被害額について、正確な統計数字を得ることは非常に困難ですが、国際商業会議所（ICC）の推計によれば、全世界における模倣被害額は世界貿易額の5～7%とされており、2002年の世界貿易額約6兆4,192億米ドル（IMF統計）から推計すると、約4,493億米ドルとなります。また、模倣被害の経済的影響に関する分析調査報告書（特許庁）の推計値によると我が国企業がアジア各国で被っている産業財産権の模倣被害額は2001年度利益ベースで約1兆679億円となっています。

模倣品の製造国と流通国

特許庁では、毎年、我が国企業の模倣被害実態を把握するために約8000の企業等にアンケート調査を実施し、その結果を報告書としてまとめていますが、2003年度の報告書によれば、模倣被害有りと回答した日本企業580社のうち、97.8%がアジアにおいて模倣品が製造されていると回答しました。そのうち54.1%の企業が中国において模倣品が製造されたと回答し、台湾（25.5%）、韓国（22.6%）がこれに続いています（図1）。

また、模倣品の流通国・地域（市場で模倣品を発見した地域）を見てみると、アジア95.7%の他、欧州15.2%、北米15.5%、中南米6.6%、中近東7.9%、アメリカ4.7%、大洋州3.8%との回答もあり、アジア地域、

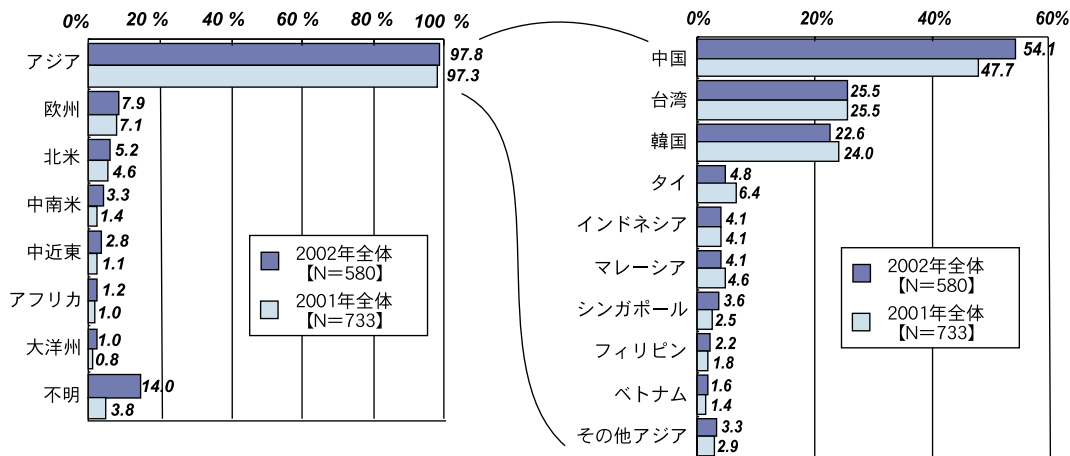


図1 模倣品の製造地域及びアジアにおける模倣品の製造国〔複数回答〕

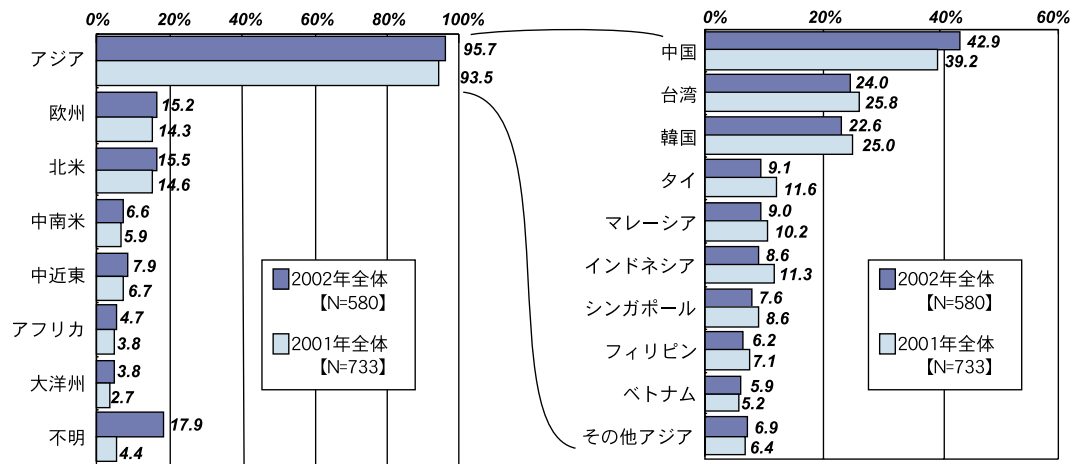


図2 模倣品の販売・流通地域及びアジアにおける模倣品の販売・流通地域〔複数回答〕

特に中国・韓国・台湾で製造された模倣品がアジア地域内で流通するだけでなく、欧州や北米等の他地域へも流出していることが分かります（図2）。

模倣被害の経済的影響に関する分析調査報告書（特許庁）の推計によると、我が国企業がアジア各国で被害を受けている産業財産権の侵害被害額は、2001年度利益ベースで約1兆679億円となっています。その内訳は中国での被害が3571億円で構成比は33%となっています。次いで、韓国：1663億円（構成比16%）、台湾：1594億円（構成比15%）、タイ：781億円（構成比7%）、その他のアジア：3070億円（構成比29%）となっており、ここでも中国、韓国、台湾の3カ国で上位を占めていることが分かります（図3）。

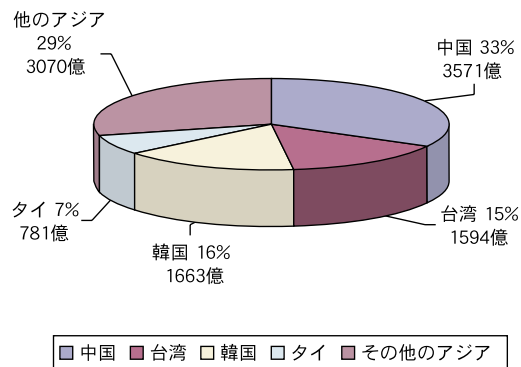


図3 アジア地域における模倣品等被害推計額



模倣被害の影響

模倣被害の経済的影響に関する分析調査報告書の中には、模倣被害が最も大きい中国において模倣品等による被害がマクロ経済にどのような影響を与えているかについても記載されています。それによると、中国国内で製造され販売されている模倣品により、本来、日本から輸出される製品及び現地で生産される正規製品により得られたはずの売上げ約9.3兆円（輸出製品：3.1兆円、現地生産製品：6.2兆円）が失われた事になり、マクロ経済への直接効果（被害という負の効果）が9.3兆円と推計されています。そのうち産業財産権について見てみると、業種別には電気機械や精密機械、輸送用機械などの機械系製造業が5.6兆円と最も多く、続いて卸・小売等の流通業で8500億円の被害となっています。また、我が国の産業連関表によると、この9.3兆円の売上を実現するために必要な研究開発費は約3100億円と推計されており、模倣した企業は研究開発費をこの分だけ負担せずに

済むので、研究費のフリーライドを行っていると見ることができます。

直接被害のうち、日本からの輸出製品に対する被害は3.1兆円となっていますが、これらの製品が日本国内において実際に生産されていたとすると、原材料や部品等の調達及び生産の過程で生じる付加価値の合計は約7.3兆円と推計することができます。この額は直接被害額の約2.4倍にもなり、我が国の経済全体で見ると2倍以上の額の被害を潜在的に受けていると考えられるので、我が国のマクロ経済は中国の模倣品によって10兆円以上の影響を受けていることとなります（模倣品の消費が全量真正品に置き換わった場合）

同様に、現地生産された製品の被害は6.2兆円となっており、これらの製品が実際に製造されていた場合に生じる付加価値等の合計は18.6兆円と推計することができます。これは、中国经济全体を通じて3倍規模の被害が潜在的に生じており、中国マクロ経済においても約25



中国義烏市のショッピングセンター（別名ニセモノ市場）



ショッピングセンター内部（ほとんどのバッグがニセモノ）



ショッピングセンター前の路上（ほとんどのバイクがニセモノ）

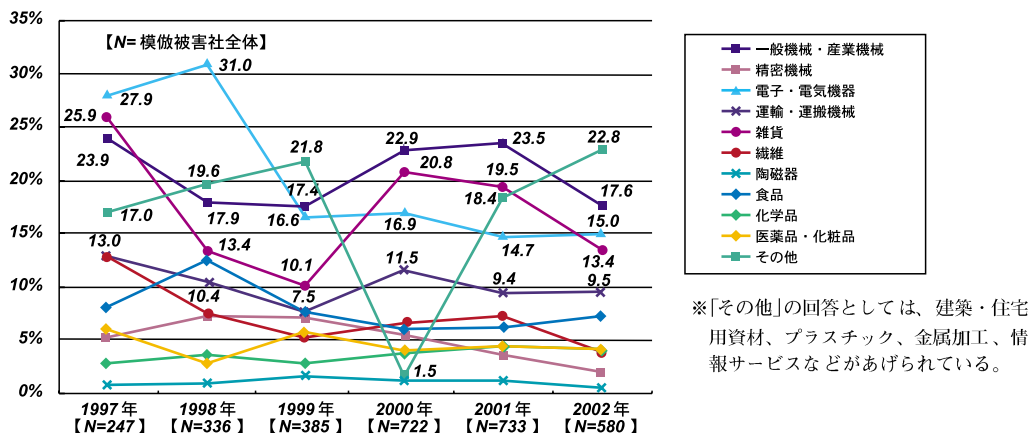


図4 取扱商品分野別模倣被害の推移 [複数回答]

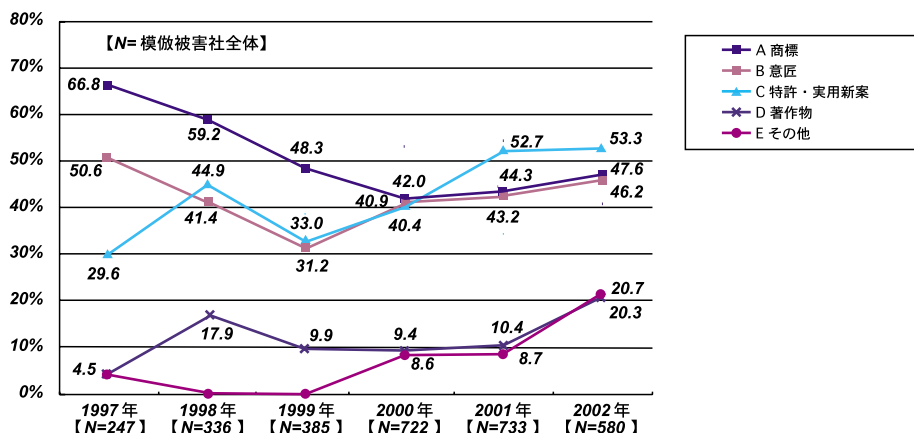


図5 模倣被害の態様の推移 [複数回答]

兆円の影響を受けていることとなります。

その他、考えられる模倣品被害の影響としては、利益減による対中直接投資の減少及びR&D投資減退、日本企業の模倣品対策費の支出、日中双方における税収の減少、企業イメージ・ブランド価値の低下、消費者へのダメージ等様々な影響が考えられています。

模倣被害の分野別状況と模倣形態について

産業分野別の模倣被害状況では、「一般機械・産業機械」、「雑貨」や「電子・電子機器」の分野において被害は比較的多いものの、商品取扱分野「その他」の割合が増加傾向にあり、全体的に幅広い産業分野にわたって模倣被害が及んでいることが分かります (図4)。

模倣品の態様については、以前は商標権、意匠権の模倣が多かったのですが、近年の傾向としては、「特許権・実用新案権」の模倣件数が「意匠権」や「商標権」を上回るようになってきています (図5)。また、模倣品の品質に関しても20%の企業は「真正品と遜色がない」と回答しており、35.2%の企業が「真正品よりやや劣る」と回答しています。模倣品の品質の変化についても、31%の企業が「やや向上している」と回答をし、「とても向上している」の15%と合わせると、46%の企業が模倣品の品質の向上を認識していることが分かります。

このように、アジア地域における産業技術の発達に伴い、外観の模倣ばかりでなく、技術力を必要とする特許権の模倣へと、侵害の種類・形態が多様化・高度

化しており、模倣品の品質自体も向上していることが分かります。

権利行使に対する我が国企業の対応について

欧米企業等と比較して、我が国企業は途上国各国における知的財産権の重要性に対する理解が十分でない面もあり、大企業であっても、権利取得・行使、模倣品対策が十分に行われていないケースも見受けられます（表1）。

表1 模倣品対策に関する日系企業と欧米企業との比較

	日系企業	欧米企業
中国事業	製造基地 (安価なモノ作り)	販売市場 (売れるモノの販売)
二セモノに対する考え方	寛容、有名税 費用対効果	厳しい対応、利益減少 に直結する問題
体制	本社知財部 現地代理人	現地営業部隊 企業連合設立
二セモノ対策	散発的取締	企業連合で共同取締 情報交換と ロビーイング
結果	二セモノが集中	ノウハウが蓄積、効率的・効果的取締が実現

模倣品対策担当部門・部署の有無について見てみると、模倣品対策担当の部門・部署を設置している企業は全体の31.9%しかなく、設置していない企業は63.2%と半数以上にも上ります。また、担当部署の活動が恒常的である企業は僅か23.8%しかなく、ほとんどの企業は模倣品が発見されてから活動を始めるといった状況にあり、日本企業の模倣品対策への意識がまだまだ低いとすることができます（図6）。

模倣被害対策を講じない理由としては、「費用対効果が低い」、「被害額が少ない」、というコストパフォーマンス上の理由が多く、次いで「権利がない」という理由が挙げられています。欧米企業の多くが「断固として取り締まる」という姿勢を示しているのに対し、模倣品対策を「費用対効果」で判断する我が国企業の傾向が伺えます（図7）。

模倣品対策について有効と考えられる企業間連携は、「他社と連携していない」と回答する企業が、依然として6割強に上っています。多くの二セモノ業者は、複数企業の製品を製造するケースが多く、組織的な対応の効果は大きいと考えられていますが、我が国企業間の情報交換等による連携は未だ不十分であると言えます。

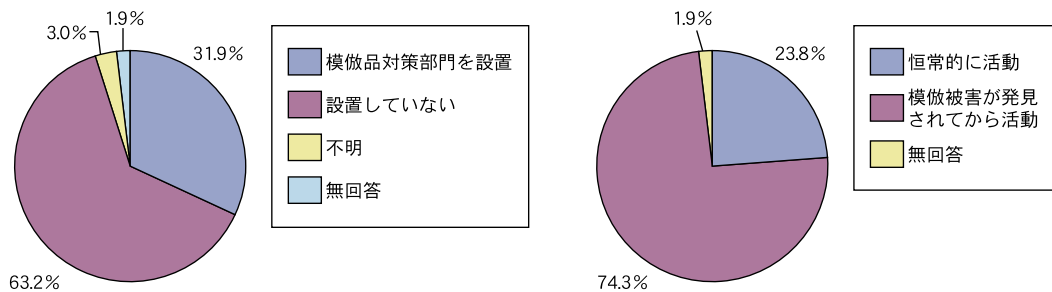


図6 模倣品対策担当部門・部署の有無及び活動状況

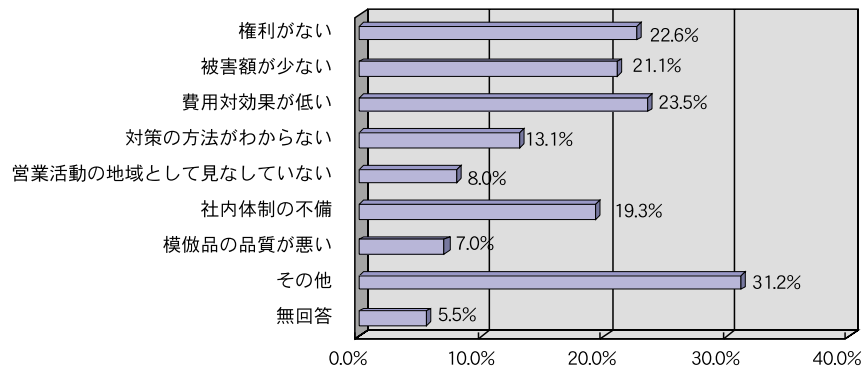


図7 模倣品対策を講じない理由

模倣品の産業財産権取得状況

何らかの被害状況にあった企業のうち、海外で産業財産権を取得または出願中の企業は最も多い「アジア」でも商標権：46.4%、特許権・実用新案権40.9%、意匠権：19.8%となっており、「北米」では商標権：31.4%、特許権・実用新案権37.6%、意匠権：12.8%、「欧州」でも商標権：27.2%、特許権・実用新案権：31.4%、意匠権：10.9%となっていて、いずれの地域・分野でも権利を取得または出願中の企業は半数以下となっています。

特に、「意匠権」については、いずれの地域をみても「商標権」「特許権・実用新案権」の半数以下となっており、権利取得をしている企業は極端に少なくなっています（図8）。

模倣被害を経ても権利取得や出願に至っていない理由として、①海外での事業を意図していなかった、②産業財産権制度が各国で異なり、出願・権利取得の方法がわかりづらい、③一部の国では産業財産権制度の運用が十分でなく、権利取得がスムーズでない、等があると考えられます。

何らかの模倣被害のあった企業は、アジア諸国の中でも模倣被害件数が多い「中国」「台湾」「韓国」において、多くの産業財産権を出願または取得していますが、それでも「商標権」と「特許権・実用新案権」は、いずれも20%台後半から30%台後半にとどまっており、意匠権に至っては各地域とも20%未満と、ここでも「商標権」「特許権・実用新案権」よりも取得・出願率が低くなっています（図9）。

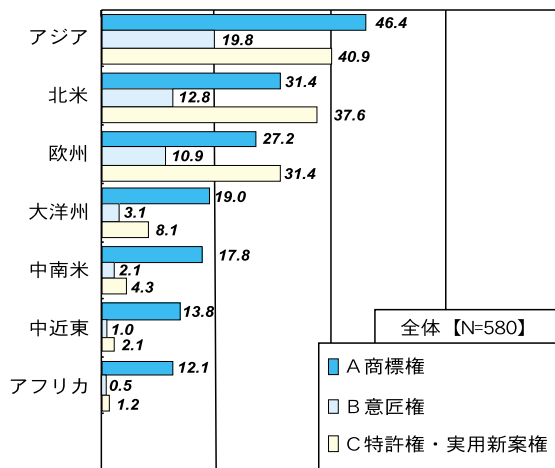


図8 被模倣品の産業財産権取得または出願状況 [複数回答]

(2) 知的財産権侵害疑義物品に対する輸入差止申立制度の現況について

近年の模倣品の技術レベルの高度化を受けて、平成15年4月に、関税定率法が改正され、特許権・実用新案権・意匠権・育成者権が輸入差止申立ての対象に追加されるとともに、高度な専門的知見を要する技術的範囲等に係る判断を含む侵害認定手続が想定される場合には、輸入差止申立人は税関長に対して特許庁長官へ意見照会をするよう要請することが可能となりました。

税関長から特許庁長官への特許等の技術的範囲の確認等に関する意見の求め（以下、「意見照会」という。）が行われた場合、関税定率法第21条の4第4項に基づき、当該意見照会があった日から起算して30日以内に特許庁長官は税関長へ書面により意見を述べなければならぬ事となっています。

このように、法改正や意見照会制度の導入など手続の改善が進められたことから、今後、この制度を積極的に活用し、海外から流入する侵害品を水際で効果的に差止めることが期待されています。

3. 模倣品被害に対する産業界の取組

模倣品の氾濫は、我が国企業の潜在的市場の喪失、消費者に対するブランド・イメージの低下、製造物責任をめぐるトラブルの増加等の悪影響をもたらすものであり、海外において事業活動を行う場合には、早急かつ積極的に模倣品対策を講じる必要があります。

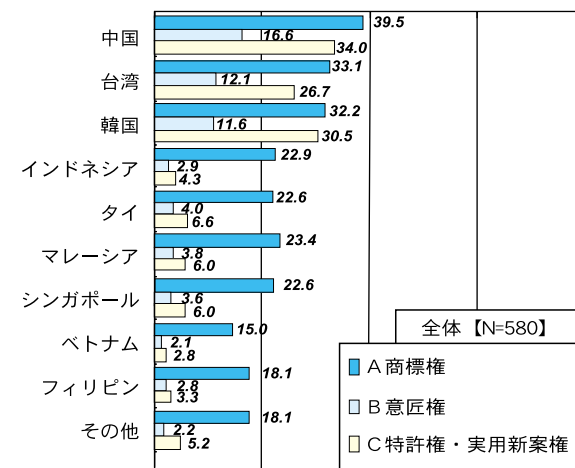


図9 アジア諸国における被模倣の被害産業財産権取得または出願状況 [複数回答]

最近では、精力的な調査活動により模倣品の製造業者や流通ルート特定の上で、現地取締機関に取締を要請するなど、模倣品対策に熱心に取り組む企業・業界が増加してきています。しかしながら、これらの取組には粘り強い努力が必要であり、人的・資金的制約の中、現状では個々の企業・団体単位では、十分に権利行使できない場合があります。

こうした状況を踏まえ、業種横断的な産業界の連携を推進し、我が国政府と一体になって模倣品対策を強化するため、平成14年4月に「国際知的財産保護フォーラム（以下、フォーラム）」が発足しました。平成16年11月現在、169の企業・団体が参加しています。

フォーラムにおける具体的な活動として、中国へ官民合同ミッションを派遣し、中国の中央・地方政府に対し、被害の著しい地域における模倣品取締強化、中央・地方政府の連携強化などの申し入れを行っていますが、特許庁では予算面での支援やミッション派遣のための中国知的財産関係法制度及びその運用状況等の事前調査、要請書作成の協力等の支援を行っています。また、ミッション派遣の他、模倣品対策に関する産業界からの提言の策定、情報交換・調査研究、途上国に対する人材育成協力なども実施しています。

また、特許庁でも、次の事業実施等により、積極的にフォーラムの活動をバックアップしています。

(1) ホームページを開設

国内外の模倣品関連情報を集約し提供することにより、模倣品の被害に遭っている我が国企業を始めとする情報利用者の利便性を高めるため、模倣品対策のインターネット上の総合窓口的な機能を有するサイトを目的とした、国際知的財産保護フォーラムのホームページを平成15年2月に開設しました。

URL: <http://www.iippf.jp>

(2) 知的財産権侵害対策セミナーの開催

模倣品対策の実績を有する内外の反模倣団体及び企業から講師を招聘して、日本企業・団体等を対象とした、「知的財産権侵害対策セミナー」をフォーラムの総会開催に合わせて、平成15年2月20日に開催しました。具体的なテーマと講師は次のとおり。

- ・テーマ1「Sharing experience of APM: the German action group against counterfeiting」
講師：APM（独）Müller Doris氏
- ・テーマ2「The Hardcore Truth Regarding Worldwide Counterfeit Enforcement」
講師：オークレー社（米）Vance V. Lommen氏
- ・テーマ3「ユニオン・デ・ファブリカンの模倣対策について」
講師：ユニオン・デ・ファブリカン東京事務所長 堤隆幸氏
- ・テーマ4「模倣対策の目標と限界を考える」
講師：日本商標協会常務理事 伊藤知生氏

(3) 各種調査の実施

「中国への模倣品取締要請に関する現状分析調査」、「模倣品被害の経済的影響に関する分析調査」及び「先進国における模倣品流通対策法制の実態調査」を実施し、フォーラムのホームページに掲載するなど、その結果を広く公開しています。

4. 模倣品問題に対する政府の取組

我が国政府においては、知的財産立国の実現に向けて積極的な施策を講じており、平成14年7月に策定された知的財産戦略大綱に基づき、同年11月に知的財産基本法が成立しました。平成15年3月には、知的財産戦略本部が発足し、昨年5月には、今後の政府における知的財産政策の基本方針を定めた「知的財産推進計画2004」を決定していますが、以下のとおり、模倣品問題への対応も重要な柱として位置付けています。

(1) 知的財産推進計画2004について

「知的財産推進計画2004」は、「知的財産立国」の実現に向けて今後取り組むべき具体的課題を、「創造」「保護」「活用」「コンテンツ産業の拡大」「人材育成」の5分野約400項目にわたって明らかにしたものです。

同計画の第2章「保護分野」においては、知的財産創

造のインセンティブを確保するとともに、新規創出された知的財産の適正な保護を図るべく、迅速かつ確実な権利取得、訴訟手続の充実等の体制整備によって、知的財産の確固たる保護基盤の構築を目指しています。

特に、模倣品などの知的財産権侵害品による我が国の被害は年々増加し、被害額も増加の一途を辿っていることから、「外国市場対策の強化」、「水際での取締を強化」そして「国内での取締強化」を早急に実施していく必要があるとしています。

また、平成16年8月に『政府模倣品・海賊版対策総合窓口』を経済産業省製造局模倣品対策・通商室に設置し、政府として模倣品・海賊版に関する相談を受け付け、関係省庁と連携して総合的に対応していくこととなりました。

(2) 特許庁の模倣品に対する取組

特許庁では、国内外における模倣被害の深刻化に対し、精力的に模倣品の対策を講じてきました。以下、その具体的活動内容について紹介します。

模倣品被害の実態に関する情報収集

海外における我が国企業の模倣被害状況を把握するために、毎年、我が国企業に対してアンケート調査を実施し、その結果を報告書にして発表しています。さらに、独立行政法人日本貿易振興機構（北京、上海、香港、ソウル、バンコク等）や財団法人交流協会（台北）の海外事務所等を最大限活用し、権利行使に係る現地の法制度や運用の状況を調査しており、これらの結果については、特許庁のホームページ上等で広く公開しています。

・特許庁ホームページ「模倣品対策」

http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/mohouhin2_list.htm

我が国企業への情報提供・相談対応

特許庁では、産業財産権侵害事件に関する個別相談への対応や、情報提供機能を強化するため、相談窓口を設置しています。相談窓口については前述した通りに今年の8月に『政府模倣品・海賊版対策総合窓口』が経済産業省に設置されましたが、産業財産権侵害事件に関する相談については引き続き特許庁国際課で対応を行ってお

り、関係省庁の連携が必要で特許庁のみでは対応できない案件についてのみ『政府模倣品・海賊版対策総合窓口』に転送する体制をとっています。また、模倣品の被害が生じている国々を対象にした「模倣対策マニュアル」や「知的財産権侵害事例・判例集」等を作成するとともに、現地における日系企業向けセミナーを開催し、模倣品対策に必要なノウハウの提供に努めています。

相手国政府への働きかけ

中国、韓国、台湾など模倣品被害の深刻な国・地域に対しては、二国間協議（閣僚会合や事務レベル会合等）の様々な場を通じて、相手国政府へ模倣品取締の強化の働きかけを行っています。

また、WTO・TRIPS理事会、WIPOエンフォースメント諮問委員会、APEC知的財産権専門家会合、ASEAN+3特許庁会合等のマルチ・リージョナルな枠組みにおいても、模倣品等対策の重要性を強調し、侵害国における模倣品取締の強化を促進しています。

相手国政府に対する支援（人材育成支援）

模倣品の被害が生じている国・地域における執行能力の向上を図るため、特許庁では、現地の取締機関（税関、警察、裁判所等）職員の人材育成を支援しています。既存の取組としては、WIPOジャパントラストファンドのスキームを利用した専門の研修コース「執行コース」を平成10年度より開設し、アジア各国の模倣品取締関係機関から研修生を受入れています。平成16年度「執行コース」では、中国、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、パキスタンより計19名を受入れています。

また、アジア各国の税関、警察や裁判所等の関係機関職員を対象に、平成11年度から現地でセミナーを開催しています。昨年度は、日本貿易振興機構（JETRO）及び中国国際貿易促進委員会浙江省分会と協力し、ニセモノや商標権侵害の取締りを担当する中国政府職員の更なる能力向上を目的とすると共に、日系企業の代表として、北京・上海の両IPG（知的財産権問題研究グループ）メンバーにも参加を呼びかけ、単なるセミナーにとどまらず、日本政府及び模倣品問題に頭を悩ませる日系企業と浙江省政府との太いパイプ作りを最大の目的として、平成16年3月24日に日系企業の模倣品製造地として取り上げられることの多い浙江省の省都・杭州市においてセミナーを開催しました。

このセミナーでは、特許庁国際課地域政策室 服部長、浙江省工商行政管理局 馬副局長、浙江省知識産権局 王副局長、オムロン有限公司 王主幹、東芝有限公司 周氏、住友化学有限公司 朱副經理、松下電器有限公司 季氏から、浙江省における知的財産権侵害行為の取締り、知的財産権保護の重要性及び日本企業の模倣品対策事例についての説明が行われました。

また、今年度は社団法人日本ベアリング工業会、日本貿易振興機構、中華人民共和国海関総署（日本の税関に相当）及び中国軸承（ベアリング）工業会と協力し、中国の海関職員を対象としたセミナーを平成16年10月25日～29日にかけて、中国の天津市、杭州市、深セン市で開催しました。

このセミナーでは、ベアリングの機能と用途、偽造ベアリングの危険性に続いて、偽造品判定方法と連絡体制についての説明を行いました。偽造品判定方法については、ベアリング製品のそのものの判定方法ではなく、梱包態様、コンテナへの積載態様及び真正品の輸出経路（例えば、真正品通関税関は指定されており、指定税関以外の通関品は偽物である等。）についての説明を行いました。

中国では知財エンフォースメントに問題があることは事実ですが、この問題を解決するためには中国政府の努力のみではなく、知的財産権の権利者も積極的に取締官に対して情報提供等の協力を行っていくことが必要です。

今回のセミナーのように、日本と中国の業界団体が一体となって取り締り当局者と情報交換を実施することは、エンフォースメント強化に効果的であり、他の業界においても今般のベアリング工業会の取り組みを参考にすると良いと思われます。

国内取締機関との連携

知的財産戦略大綱では、「国内における模倣品・海賊版等の取締まりの強化」として、取り締り機関等との効果的な連携の強化を挙げています。特許庁では国内での模倣品製造・流通を防止するために、国内取締機関（税関・警察）からの侵

害事件に対する照会への回答を通じて、模倣品の取締りを支援しています。なお、平成15年の国内取締機関からの照会件数は659件で、その内訳は商標権が651件、特許権及び実用新案権は7件で、圧倒的に商標権に関する照会件数が多数を占めています。なお、照会件数は年々増加しており、平成16年は11月までですすでに993件の照会が来ています。

アジア地域からの模倣品が流入する事例が絶えないことから、今後もより一層の協力体制が重要になってきています。

消費者等に対する啓発活動

模倣品の氾濫は、我が国企業の潜在的な市場の喪失、消費者に対するブランド・イメージの低下、製造物責任を巡るトラブルの増加などのように企業活動に悪影響をもたらすものです。

この問題の直接的な原因は、故意に模倣品を輸入・製造し、販売する者が後を絶たないためと考えられますが、我が国の消費者が模倣品を安易に購入しているという実態もその一因ではないかと言われています。昨年7月に内閣府が実施した世論調査でも、「ニセモノを購入するのは仕方ない」、「購入してもよい」との回答（46.9%）が、「購入すべきでないと思う」という回答（39.6%）を上回っています（図10）。

そこで、特許庁では、警察庁、財務省及び文化庁の協力を得つつ、模倣品の撲滅を図り、善意の消費者の被害を防ぐとともに、企業の知的財産権保護を支援すべく、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を平成16年10月の1ヶ月間実施しました。

どんな理由でも購入すべきではないと思う

正規品よりも安いので、購入するのは仕方ないと思う

正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方ないと思う

公然と売っているので、購入してもよいと思う

その他

わからない

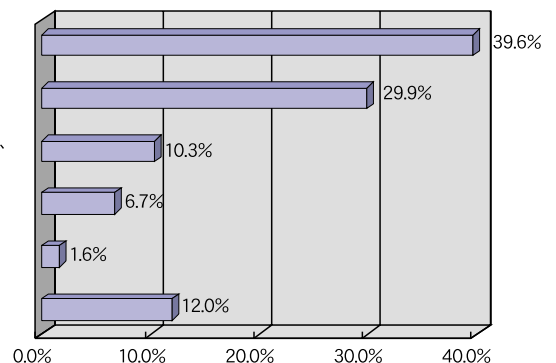


図10 「ニセモノ」購入についてどう思うか
出典：「知的財産に関する」特別世論調査（内閣府）

キャンペーンの具体的な内容は以下のとおりです。

テレビスポットCM

モデル（富永愛さん）が、「ニセモノなんてカッコ悪い、自分を偽る必要なんてないんだから」というメッセージを発するテレビスポットCM（15秒）を全国主要都市で、平成16年10月1日（金）から約2週間放映しました。

ポスターの掲示

テレビスポットCMに出演するモデル（富永愛さん）と、キャッチコピー「No Fakes」を掲載したポスターを作成し、平成16年10月の1ヶ月間、全国都道府県庁、市役所、町村役場、県警本部、税関等、全国3,806箇所で開催するほか、全国鉄道主要路線での車内広告の実施、全国主要都市主要駅（235駅）への掲示（1週間）を行いました。

雑誌掲載

ファッション雑誌は、読者にとっては掲載広告も重要な情報であり、広告頁も寧ろ読まれる傾向があるため、ファッション系雑誌、航空機内誌等の計12誌の10月発行分に、キャンペーンの記事を掲載しました。

インターネット・オークションサイトでのバナー広告の実施

インターネットは、模倣品が流通しやすいルートとし



模倣品・海賊版撲滅キャンペーンポスター

昨年度キャンペーンポスター



Profile

服部 和男（はっとり かずお）

昭和61年4月 特許庁入庁（審査第二部応用物理）
平成2年4月 審査官に昇任
平成10年9月 ベトナム国派遣（JAICA専門家）
平成14年4月 審判部第一部審判官
平成15年10月 特許審査第四部審査官（伝送システム）
平成16年1月 総務部国際課地域政策室長（現職）



て注意が必要であり、ショッピングサイトやオークションサイトでは、模倣品に遭遇する可能性が高いと言われています。このため、これらの利用者への注意喚起を行うため、インターネット・オークションサイトで平成16年10月の1か月間バナー広告を実施しました。

また、本キャンペーンの一環として、模倣品・海賊版撲滅キャンペーン・イメージキャラクターの富永愛さんが、中川経済産業大臣を表敬訪問し、キャンペーンポスターを手交しました。

おわりに

「知的財産立国」の実現を目指す我が国にとって、知的財産をどのように保護・活用して企業の国際競争力を高めていくべきなのかは喫緊の課題です。今後とも、特許庁国際課は、「知的財産推進計画」に盛り込まれている数々の模倣品対策を迅速かつ着実に実施し、「知的財産立国」の実現に尽力していきたいと考えています。